

報道機関に依頼する事項に○をつけてください

①実施する事業の紹介

②催事等の参加者募集

③催事等の当日取材

報道取材情報（沼津市）

令和2年12月24日（木）発表

名称等	鉄道高架訴訟の判決についての市長コメント		
担当	沼津駅周辺整備部 推進課		
	直通	055-934-4768	内線 2681

1 内容

平成28年9月9日付けで、静岡地裁に提訴された鉄道高架事業にかかる事業認可の無効確認等を求める訴訟に、本市は被告補助参加人として参加しているところ、本日、静岡地裁にて判決の言渡しがあった。

判決の言渡しを受けて、市長コメントを発信する。

2 鉄道高架訴訟の概要

【原告】 新貨物ターミナル用地の元地権者ほか28名（当初106名）

【被告】 国、静岡県、静岡県収用委員会

【被告補助参加人】 沼津市

【経緯】

平成28年 9月9日 静岡地方裁判所へ提訴があった。

平成28年 12月6日 第1回口頭弁論の開催、以降20回開催される。

平成29年 6月13日 市が被告側への補助参加の申出を行った。

令和元年 10月17日 認可変更に伴う取消請求が提訴された。

※裁判所により従前の訴訟に併合される。

令和2年 6月30日 第20回口頭弁論の開催 結審

令和2年 12月24日 判決の言渡し

鉄道高架訴訟の判決についての市長コメント

この判決は、事業が適正であると判断していただけたものと受けとめております。

鉄道高架事業は、将来世代に受け継ぐべき、まちづくりの根幹をなす本市の発展に必要不可欠な事業です。

一日も早い完成に向けてこれまで以上に推進してまいります。

令和2年12月24日
沼津市長 頼重 秀一